

春日井市消防防災施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、消防防災組織等の整備及び育成を図るため、予算の範囲内で消防防災施設等の整備を行う者に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を行う者は、次に掲げる団体とする。

(1)自治消防団（春日井市消防団条例（昭和41年春日井市条例第33号）に規定する消防団以外の消防団をいう。）、自主防災会、その他市長が適当と認める市民の自主的な消防防災組織であること。

(2)補助事業遂行のために必要な資金を有する団体であること。

(補助対象事業)

第3条 補助事業は、前条に規定する者が行う次に掲げるもので、補助対象物品等は別表のとおりとする。

(1)動力消防ポンプ及びこれに要する附属設備の購入又は修理

(2)消防用器具の設置に必要な施設の建設又は修繕

(3)その他消防又は防災の用に供する資器材の購入

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要する経費（交付申請1回の総額が30,000円を超える場合に限る。）の3分の1以内とする。

2 補助金の交付申請は、1年度につき2回までとし、1団体の年度内補助金上限額は500,000円とする。

(申請書に添付する書類)

第5条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 団体の会則等

(2) 見積書

(申請の取下げのできる期間)

第 6 条 規則第 5 条第 1 項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から 10 日以内とする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 9 条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は年度の末日のいずれか早い期日までとする。

(1) 事業費収支決算書

(2) 領収書（写し）

(3) 写真

(補助金の確定及び交付)

第 8 条 補助金は、前条の実績報告書を審査し、規則第 10 条の規定により、補助金の確定額を通知した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

(書類の提出部数)

第 9 条 規則及びこの要綱の規定により市長に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象物品等

(平成 26 年 7 月 1 日から)

事業別		補助対象品等	交付額及び限度額
第 3 条 (1)	動力消防ポンプ	小型動力ポンプ 可搬式動力ポンプ	事業費の 1 / 3 以 内で 500,000 円以 内(100 円未満切捨 て)
	附属設備	ホース、吸水管等 台車 筒先	同 上
第 3 条 (2) (※ 1)		器具倉庫、詰所の建設	同 上
		施設の修繕	同 上
第 3 条 (3) ※組織的に活 用できるもの に限る。	消火活動	防火衣 (含バンド) 半纏 (法被) 活動服、雨衣 (※ 2) 防火長靴・長靴 とび口 簡易水槽 消火器具	同 上
	救出救護活動	組織的に活用できる救 助用資機材 ヘルメット 担架 ロープ 強力ライト 反射ベスト (※ 2)	同 上
	情報連絡活動 避難誘導活動	メガホン トランシーバー リヤカー 発電機 投光器	同 上
	地区拠点	標旗 (自治消防団旗) テント シート 炊出し資器材 活動帽 (※ 2)	同 上
その他消防長が必要と認めるもの。			同 上

※ 1 「消防防災用資器材等を収容している」旨の表示がされるものに限る。

※ 2 活動服、雨衣等着衣は胸部等に団体名が記入され啓発活動ができるものに限る。

※ 3 発電機は投光器の接続ができ照明活動等に使用可能なものに限る。

※ 4 1 団体への年度内補助金は 500,000 円を上限とする。